

# 船舶インシデント調査報告書

令和3年1月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|             |  |
|-------------|--|
| インシデント種類    | 運航不能（絡索）   |
| 発生日時        | 令和2年6月7日 10時30分ごろ  |
| 発生場所        | 三重県津市津港東方沖<br>津港岩田川南防波堤灯台から真方位070° 1.2海里付近<br>(概位 北緯34° 43.0′ 東経136° 33.2′)  |
| インシデントの概要   | 水上オートバイ <sup>エステーエックス</sup> STX-12Fは、トーイングチューブをえい航中、えい航索がドライブシャフトに絡まり、運航不能となった。  |
| インシデント調査の経過 | 令和2年6月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取実施済  |
| 事実情報        |  |
| 船種船名、総トン数   | 水上オートバイ STX-12F、0.1トン  |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 243-37756三重、個人所有   |
| 乗組員等に関する情報  | 船長、特殊小型  |
| 負傷者         | なし   |
| 損傷          | なし   |
| 気象・海象       | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好<br>海象：波高 約0.4m   |
| インシデントの経過   | 本船は、船長が1人で乗り組み、2人を乗せた‘トーイングチューブ’（以下「本件浮体」という。）をえい航中、本件浮体が転倒したので、落水した搭乗者を本船に揚収しようと反転したところ、えい航索を海水吸入口から吸い込んでドライブシャフトに絡まり、主機が停止した。<br>船長は、弛んでいたえい航索に注意して本件浮体に接近すべきであったと、本インシデント後に思った。 |
| 分析          | 本船は、船長が、落水者に接近する際、弛んでいたえい航索に接近して航行したことから、海水吸入口から吸い込んだえい航索がドライブシャフトに絡まり、主機が停止し、運航不能となったものと推定される。  |
| 原因          | 本インシデントは、船長が、落水者に接近する際、弛んでいたえい航索に接近して航行したため、海水吸入口から吸い込んだえい航索がドライブシャフトに絡まり、本船の主機が停止したことにより発生したものと推定される。   |
| 再発防止策       | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。<br>・ トーイングチューブ等をえい航中に落水者を揚収する際は、弛んだえい航索を吸い込むことがあるので、えい航索に接近しないよう注意して航行すること。   |

